

富山県デジタルによる変革推進条例(仮称)(案)に対する意見の概要及び県の考え方

- ・意見募集期間 令和5年12月15日(金)～令和6年1月12日(金)
- ・意見提出件数 7件(4個人、1団体)

	意見の概要	県の考え方
1	<p>取組みは王道で反対するところがないが、逆に特色がないと感じる。</p> <p>他県との違いを明確にすることが、富山県の魅力アップや少子化対策、生産性向上などにつながるのではないか。</p> <p>よく意見を集め議論すれば、富山県の強みがどんどん明確になるのではないか。</p>	<p>条例では、デジタルによる変革を推進するうえで基本となる大きな方向性を基本的な施策として規定しています。</p> <p>いただいたご意見については、各部局に共有させていただくとともに、実施計画の策定及び今後の事業検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>
2	<p>セキュリティ対策関連は記載されているようだが、デジタル依存などデジタルによる影響を考慮すべきではないか。</p> <p>また、デジタルとアナログのギャップを最大限に活かし、双方の価値を際立たせるという観点から、ウェルビーイングの向上に関する記載を加えてみてはどうか。</p>	<p>今後、具体的な取組みを推進する際には、ご指摘の面にも配慮するほか、必要に応じ適切な対策を講じてまいります。</p> <p>また、いただいたご意見は関係課とも共有し、県の施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>デジタルの活用を促進するため、県の責務に「利用促進の措置を講ずる」という趣旨の言葉を追加してはどうか。</p> <p>案では、県民の役割として、デジタルによる変革を推進していくことの重要性を「理解することに努める」のほか、デジタルの「積極的な利用に努める」との記載があるが、県の責務には「県民の理解を深めるよう努める」としか記載がない。</p> <p>デジタル化がだれにとってもよくなることであるという理解を進め、さらに県民も利用できる支援を県が進めていくという姿勢を明確にしてはどうか。</p>	<p>県民の皆様はデジタルを活用した行政手続き等をご利用いただくことは、県の重要な責務と考えます。</p> <p>このため、いただいたご意見を踏まえ、県の責務を修正します。</p>
4	<p>基本的な施策に基づく県の取組みに対する意見(具体的な事業等の提案)</p>	<p>いただいたご意見については、各部局に共有させていただくとともに、今後の事業検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>
5	<p>デジタル化に対する県と市町村のギャップ(取組み意識の温度差)が存在すると感じる。県と市町村との対話を継続し、協力体制を見出すことでこのギャップを取り払い、県と市町村が強力なチームワークで取り組むことを期待する。</p>	<p>県と市町村との間で認識の差などが生じないよう、県と市町村が連携・協力しながらデジタルによる変革を推進する体制を構築してまいります。</p>
6	<p>県民の役割に「デジタルを活用した社会経済活動への参加やデジタルを活用した行政手続及び行政サービスの積極的な利用に努める」とあるが、県民にデジタルを積極的に利用することまで求めるのか。</p>	<p>県民の皆様には、デジタルを活用したサービスや手続等を実際に利用することで、デジタルをより身近に感じ、その恩恵を実感し、さらにデジタルによる変革についての理解を深めていただきたいと考えています。</p> <p>このため、県民の役割として、積極的な利用について条例に明記したいと考えます。</p>
7	<p>事業者の役割に、デジタルによる変革を自ら活用しようとする事業者について規定してあるが、このような事業者と県との間に位置して、デジタルによる変革をサポートする大手キャリアやケーブルテレビ事業者の役割についても規定してはどうか。</p>	<p>変革をサポートする事業者の皆様には、事業者の役割のなかの「県が実施するデジタルによる変革の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする」という規定に基づき、デジタルによる変革を行政などととも牽引する役割を果たしていただきたいと考えています。</p>